

若年出産世帯応援事業 Q&A 集

| | 質問 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | 1歳未満の児童とともに東温市へ引っ越してきましたが、対象となりますか？ | 令和5年4月1日以降の出生で、出生時に夫婦とも29歳以下であり、前住所地等において同種の補助を受けていない場合は対象となります。(ただし、申請できるのは東温市民になってから購入したもので、3か月在住後となります。) |
| 2 | 未婚やひとり親でも対象となりますか？ | 出生時に29歳以下であれば対象となりますが、30歳以上のパートナーと事実婚関係にある場合等は対象となりません。 |
| 3 | 多胎児の場合の補助額はようになりますか？ | 1人につき20万円を限度額としています。したがって、双子の場合は20万円×2人で40万円となります。 |
| 4 | 領収書は原本でないと駄目ですか？ | 不正(使いまわし等)防止のため原本の提出をお願いしています。必要な方は事前にコピーを取るなどしておいてください。(レシート原本は可) |
| 5 | ネットショッピングでの購入品も対象となりますか？ | 対象となりますが、対象製品であることが確認できる場合で支払い金額が確認できるものに限りです。 |
| 6 | 省エネ家電購入の場合で、資源エネルギー庁サイトに掲載されていない製品は全て対象外ですか？ | 統一省エネラベル2つ星以上の製品であれば対象となります。 |
| 7 | 時短家電としてパソコンやスマートフォンも対象となりますか？ | 家事、育児に関わる時短家電としておりますので、今回は対象としておりません。 |

| | | |
|----|--|--|
| 8 | 前住所地で10万円の補助を受けましたが、残り10万円を東温市で申請できますか？ | 同種の補助を受けている場合は金額に関わらず、対象外とさせていただきます。 |
| 9 | 本市補助制度の「住宅用省エネ家電買替促進事業」で一部補助を受けましたが、残りの分を申請することは可能ですか？ | 他の補助制度を受けた家電については、一律対象外となります。不明な場合は事前にお問合せください。 |
| 10 | 配偶者が単身赴任等で市民でない場合に提出するものは何になりますか？ | 住所地の住民票や運転免許証のコピーなど生年月日が分かるものを提出してください。 |
| 11 | 令和5年度の申請期限は令和6年3月15日となっておりますが、令和6年3月16日購入分を令和6年度で申請してもよいですか？ | 申請することはできません。 年度内での支払い分を対象としていますので、令和5年度で申請する場合は令和6年3月15日購入分までとなります。令和5年度に申請せず、令和6年度に申請する場合の対象は令和6年4月1日以降購入分が対象となります。ご注意ください。 |
| 12 | 申請書類の提出は市役所窓口のみでしょうか？ | 書類や母子健康手帳確認のため、窓口での対応を原則としていますが、ご事情がある場合は、保育幼稚園課までご相談ください。 |
| 13 | 対象者となるのか、対象期間となるのか、対象品となるのか分からない場合はどこへ問い合わせればよいですか？ | 東温市役所4階保育幼稚園課窓口又は電話 089-964-4484 までお気軽にお問合せください。 |